

施設設置許可（政令第6条第1項第1号、第6条の5第1項第2号）

産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

（法第15条第1項、政令第7条）

施行令第7条		処理施設名	規模(いずれかに該当するもの)
1	第1号	汚泥の脱水施設	処理能力:10m ³ /日を超える
2	第2号	ア汚泥の乾燥施設 イ汚泥の天日乾燥施設	処理能力:10m ³ /日を超える 処理能力:100m ³ /日を超える
3	第3号	汚泥の焼却施設(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)	処理能力:5m ³ /日を超える 処理能力:200kg/h以上 火格子面積:2m ² 以上
4	第4号	廃油の油水分離施設(海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	処理能力:10m ³ /日を超える
5	第5号	廃油の焼却施設(廃PCB等を除く海洋汚染防止法第3条第14号の廃油処理施設を除く)	処理能力:1m ³ /日を超える 処理能力:200kg/h以上 火格子面積:2m ² 以上
6	第6号	廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力:50m ³ /日を超える
7	第7号	廃プラスチック類の破碎施設	処理能力:5t/日を超える
8	第8号	廃プラスチック類の焼却施設(PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く)	処理能力:100kg/日を超える 火格子面積:2m ² 以上
9	第8号の2	木くず又はがれき類の破碎施設	処理能力:5t/日を超える
10	第9号	金属等又はDXNを含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
11	第10号	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
12	第11号	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべての施設
13	11号の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
14	第12号	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	すべての施設
15	第12号の2	廃PCB等(PCB汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたPCBを含む)又はPCB処理物の分解施設	すべての施設
16	第13号	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	すべての施設
17	第13号の2	施行令第7条第3号、第5号、第8号及び第12号以外の焼却施設	処理能力:200kg/h以上 火格子面積:2m ² 以上
18	第14号	イ遮断型最終処分場	すべての施設
19		ロ安定型最終処分場	
20		ハ管理型最終処分場	